

3. 市民意識

緑に対する市民の意識や要望を調査するために実施した「緑に関するアンケート調査」の結果について報告します。

3-1 調査の概要

調査の時期：平成16年6月9日（水）～30日（水）

調査方法：市内在住の20才以上の市民から無作為に抽出した男女2,000人に対するアンケート調査

回収率：1,013通（50.7%）

3-2 緑の満足度

市全体の緑に対する満足度は「どちらかといえば満足」という人を含めて「満足」と答えた人は66.8%であり、「どちらかといえば不満」及び「不満」と答えた人は15.0%となっています。

このことから、市民の大部分が本市の緑におおむね満足していることがわかります。ただし、「満足」と答えた人は14.9%に過ぎず、緑に対する欲求が高いことがうかがえます。

住まいの周りの緑についての満足度は「どちらかといえば満足」という人を含めて「満足」と答えた人は55.5%であり、「どちらかといえば不満」及び「不満」と答えた人は20.3%となっています。また、この結果を市全体の満足度と比較すると「満足」と答えた人が11.3%低くなっているとともに、「不満」と答えた人が5.4%増えています。このことから、住まいの周りの緑に対する欲求が市全体の緑と比較して高いことがうかがえます。

図4-15 市全体の緑に対する満足度

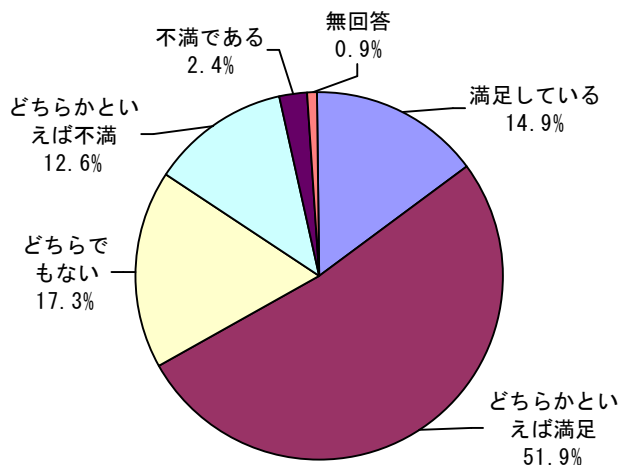
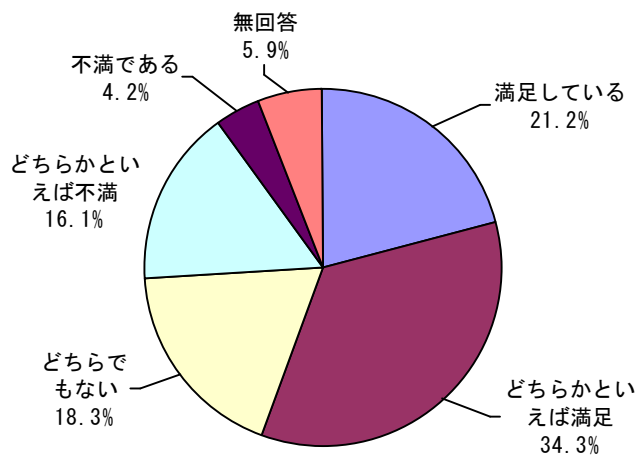


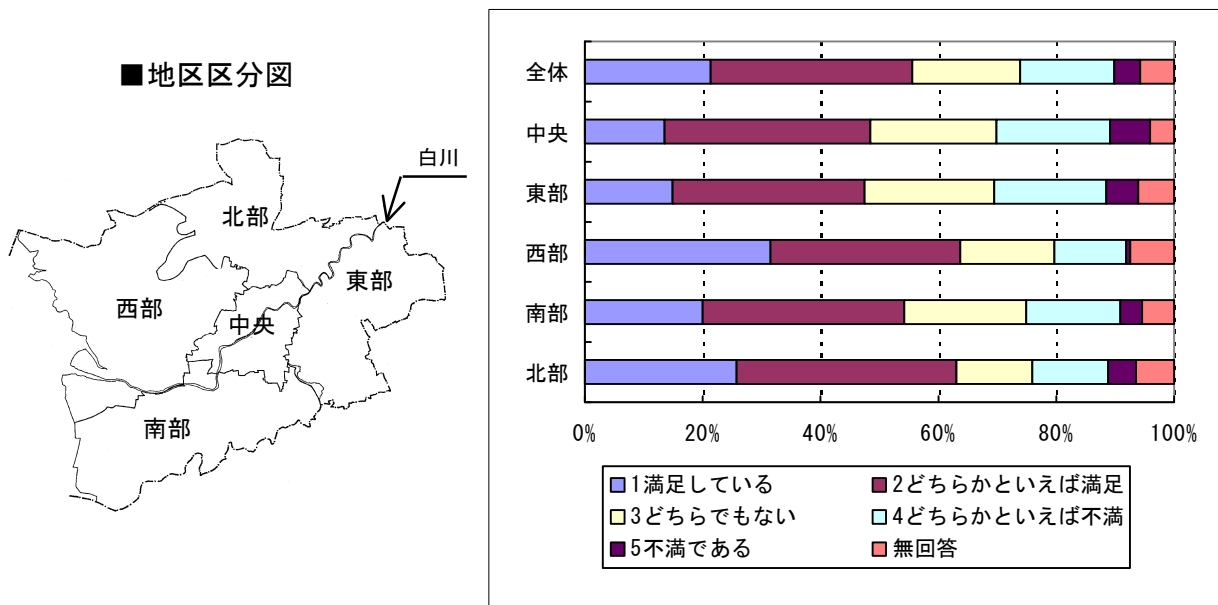
図4-16 居住地周辺の緑に対する満足度



地区毎の市民の意識では、「どちらかといえば満足」を含め「満足」と答えた人の割合は、北部と西部で約 63%、南部で約 54%、中央と東部で約 48%となっており、地区によって緑に対する満足度の違いがみられます。平成 13 年度に実施した緑被率調査（17 頁参照）によると、北・西部では緑被率が高く、中央・東部では緑被率が低くなっており、緑被率の結果と市民の緑に対する満足度には相関関係が見られます。

そのため、緑被率が低い中央や東部地区で、より一層の緑化の推進を図ることが必要であると思われまます。

図 4-17 居住地周辺の緑に対する満足度（地区別）

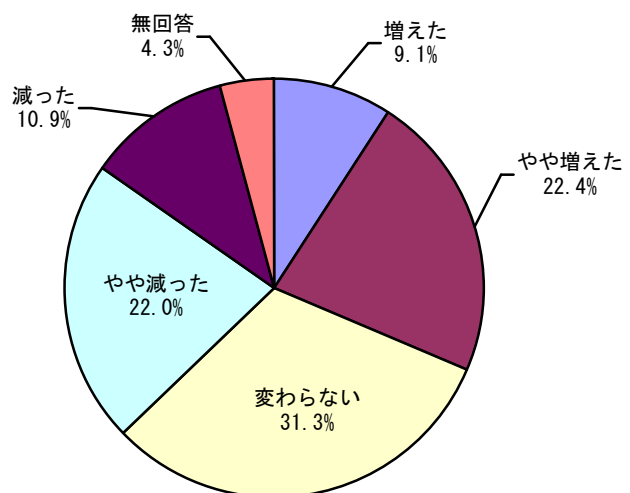


3-3 緑の増減について

緑の増減については、増えた（「やや増えた」を含む）、変わらない、減った（「やや減った」を含む）と感じている人がそれぞれ 1/3 ずつで、評価は大きく 3 つに分かれています。

今後、多くの市民が緑が増えたと感じるように、より一層の緑化を推進するとともに、特に市民が緑量感を感じるように、街路樹や公園等の外に開かれた緑化の推進が望まれます。

図 4-18 市全体の緑の増減



3-4 緑の保全と緑化の推進について

緑の保全と緑化の推進については、約 80%の人が緑の保全をした方がよいと回答し、約 65%の人が緑を増やした方がよいと回答しています。

このことから、多くの市民は、緑は安らぎや潤いを与える等、市民生活に必要不可欠なものであると考えていると推察されます。

今後とも、緑地の保全や緑化の推進を積極的に図ることが必要と考えられます。

図 4-19 緑の保全について

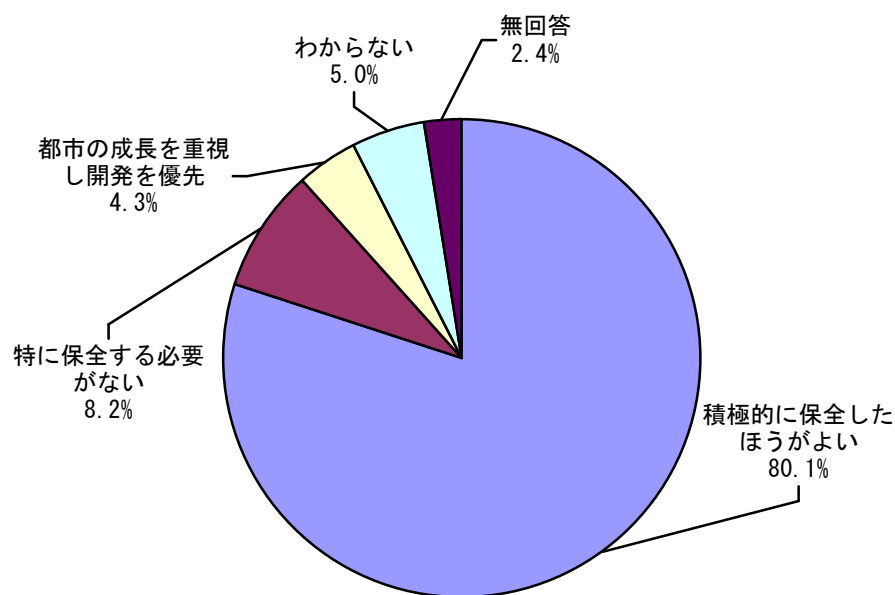
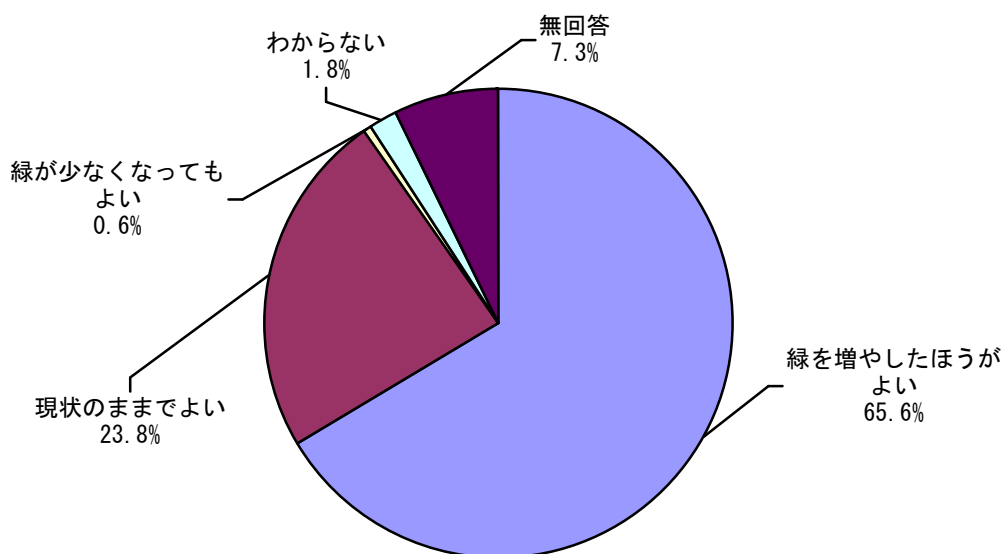


図 4-20 緑の推進について



3-5 緑化活動について

市民の緑化活動については、「少し関心がある」を含めて 72.4%の人が関心を持っています。また、緑化を進めるには、「市民と行政が協力して行う」が 71.3%で圧倒的に多く、行政主導や市民主導はともに 10%前後にすぎません。

緑豊かな街を創るには、市域の大半を占める民有地の緑化を進めることが不可欠であり、市民の緑化活動への関心の高さを反映させ、市で行う緑化事業についての周知と緑化活動への参加意識の醸成を積極的に進めることが必要です。また、緑化事業については、支援体制の充実や市民が気軽に参加できる活動の場と機会の提供を図りつつ、市民と行政が協働して緑豊かな街づくりを推進していくことが必要です。

図 4-21 緑化活動への参加

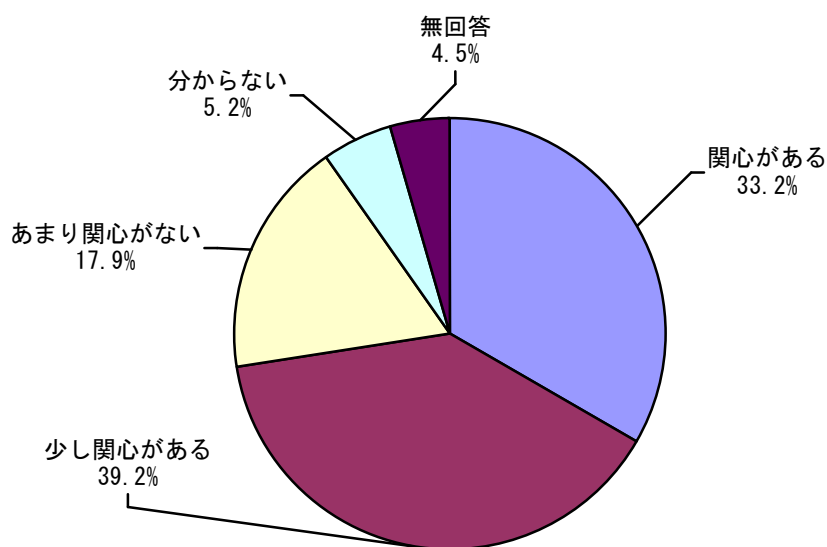
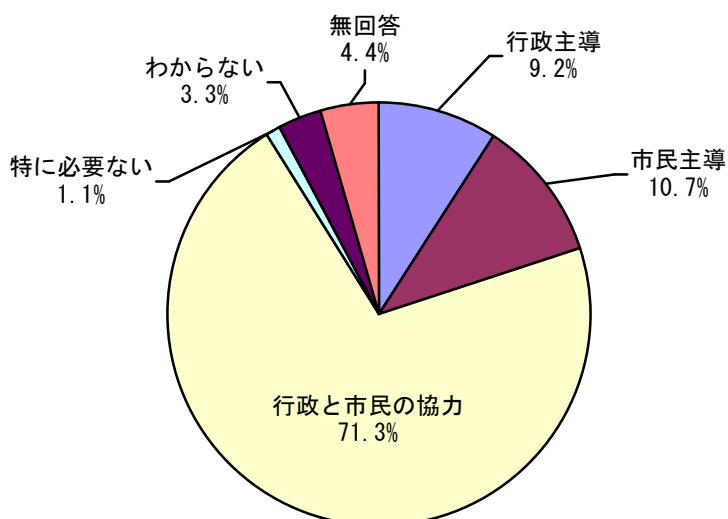


図 4-22 緑化推進の進め方



4. 課題の整理

4-1 緑の量の確保

熊本市が後世に向けて「森の都」のイメージを維持し、さらに深めていくためには、残存する貴重な樹林地の保全の強化とともに、公園緑地や街路樹等の公共緑地の量の拡大を図ることが必要です。また、宅地化が予測される市街化区域および周辺部において、減少する緑被を補填する緑視量豊かな街並みが形成されるように、法律や条例、協定等によって都市の成長と調和のとれた緑域を確保することが重要です。このような永続性の高い緑地は、現在、市域面積の47%であり、さらなる量の確保が望まれます。

緑化の推進にあたっては、限られた緑被空間の中での効果的な緑の確保が望まれます。街路樹や生垣等の連続した緑や、学校のシンボルツリー、公園の大木等の目に映る緑は実際以上にその緑量を感じさせるものです。このような外に開かれた緑を、行政と市民が一体となって、より多く確保していくことが重要です。

4-2 緑の質の向上

緑は、四季それぞれに姿を変え、人々に潤いと安らぎを与えてくれるばかりでなく、個性と魅力のある都市の景観を形成します。豊かな自然に恵まれ、歴史と文化に培われた本市では、「森の都」の名にふさわしい、自然と共生した、歴史と文化の薫る緑づくりが重要です。緑の保全、創出にあたっては、緑が持つ諸機能が効果的に発揮されるように、それぞれの状況に応じて、その質を高めることが必要です。

緑は生き物の生存基盤となるものであり、都市の生態系が適切に保全されることは、人間が健康な生活を営むことにもつながります。環境保全都市を宣言し、環境にやさしい都市づくりを目指す本市にとって、動植物の生息・生育地の確保や、近年の大気汚染、温暖化等の都市環境の負荷を和らげる緑の確保等、環境保全機能を活かした緑づくりも重要といえます。

4-3 緑の拠点と骨格軸の強化

市域を囲む、阿蘇の連山から連なる山や台地は、本市の清冽な地下水のかん養域となっており、その保全が重要です。

金峰山や立田山、託麻三山に代表される山々や台地の樹林は、本市の豊かな自然環境を育み、森の都の背景を形成しています。また、実りの秋に金色にたなびく水田地帯や豊かな水をたたえる江津湖は、ふるさとの風景となっています。市街地に悠然とそびえる熊本城の緑は、森の都のシンボルとして市民に誇りを与えています。そして、川岸の緑は、緑のコリドー（回廊）としてそれぞれの拠点を繋いでいます。

このような自然や先人たちによって育まれた熊本らしさを伝える緑を保全・活用するとともに、樹林の少ない白川以東地区や海岸線等に新たな拠点づくりや、幹線道路の街路樹の整備等、本市の緑の骨格となる拠点と軸線を強化することが重要です。

4-4 水と緑のネットワーク

緑は単体であるよりもつながっていることが重要です。*ビオトープの形成や大震火災時の避難地、避難路を確保する上では、緑の拠点が川岸の街路樹等のような身近な緑でつながっていることによって、その効果を発揮します。

身近な生活空間においても、点としての庭木や屋敷林、線としての生垣や街路樹、面としての公園や学校の緑等が互いに連携することにより、潤いのある都市環境が創られるものです。井手や農業用水路を積極的に活用し、熊本市ならではの水と緑のネットワークを構築していくことが求められます。

4-5 ふれあいの空間づくり

近年の自由時間の増大に伴い、余暇需要は多様化、高度化する傾向にあります。特に、今後、家族で気軽に過ごす活動が増えることが予測されます。また、都市化の進展や高齢化社会の到来に伴い、自然とのふれあい志向や健康への関心が高まっています。

人間は、爽やかな空気と緑・水・土の中で他の生物たちとともに暮らしています。自然や生物たちとのふれあいは、潤い、安らぎ、感動等精神的な充足を与えてくれます。また、人と人とのふれあいは、豊かな人間形成に欠くことのできないものです。

このため、健康増進の場や人とのふれあいを育む場となる緑豊かな多様な余暇空間づくりが重要です。

4-6 市民協働による緑のまちづくり

緑豊かな生活環境を形成していくためには、公共の緑化に加えて、市民の参加、協力を得て、大半を占める私有地の積極的な緑化や私有緑地の保全を推進することが必要不可欠です。

このため、身近な緑については、市民・事業者・市等の適切な役割分担と相互連携のもとに緑づくりを行うことが必要です。

市民は主体的に緑化活動に参加する。事業者等は地域社会の一員として、敷地の緑化や地域の緑化活動への支援を行う。また、行政は自ら緑地の保全や公共の緑化を進めるのみならず、市民や事業者等の緑化活動への支援や広報活動等により、一層の緑化に関する普及啓発を行うことが必要です。

4-7 景観緑三法への対応

美しい景観と豊かな緑を総合的に実現するために、「景観緑三法」が整備されました。この「景観緑三法」は平成15年7月に策定された「美しい国づくり政策大綱」に基づくもので、【景観法】【景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律】【都市緑地保全法等の一部を改正する法律】です。

これらの法律が施行されると、歴史的な街並みだけでなく、里山や棚田、風格ある屋敷林も保全するため、市が景観計画を策定し、建築等を規制できるようになります。また、都市計画に緑化地域を定めることができ、同地域内に建設される大規模な建築物に対して緑化率規制を導入することが可能になり、緑化建築の普及促進が図ることができます。

今後、景観緑三法を見据えた適切な対応を行うことが求められます。